

入札説明書

令和7年3月26日（水）

大阪市デジタル統括室長 鶴見 一裕

大阪市告示第397号にかかる入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項		
	(1) 案件名称	令和7年度指静脈認証管理システムソフトウェアライセンス利用
	(2) 仕様等	「仕様書」のとおり
	(3) 契約条項	「サービス（ライセンス）利用契約書」のとおり
	(4) 履行期限	令和7年7月4日（金）
	(5) 履行場所	本市指定場所
	(6) 入札方法	一般競争入札（紙入札）
2 入札日程		
	(1) 公告日	令和7年3月26日（水）
	(2) 入札参加申請受付期間	公告の日から令和7年4月21日（月）午後5時00分まで
	(3) 質問受付期間	公告の日から令和7年4月25日（金）午後5時00分まで
	(4) 質問回答掲載期間	令和7年5月12日（月）から令和7年6月9日（月）まで
	(5) 入札参加資格審査結果通知日	令和7年5月16日（金）
	(6) 入札日時	令和7年5月27日（火）午前10時30分
3 担当		
	(1) 契約担当	デジタル統括室戦略担当（総務グループ） 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所地下2階 電話番号：06-6208-7675 メールアドレス：digital-keiyaku@city.osaka.lg.jp
	(2) 事業担当	デジタル統括室基盤担当（標準化推進グループ） 〒550-0012 大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル4階 電話番号：06-6543-7118 メールアドレス：bb0008@city.osaka.lg.jp
4 入札参加資格		
	(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
	(2)	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
	(3)	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
	(4)	令和7・8・9年度の本市入札参加有資格者名簿において物品種目「26 0A機器・用品」に登録があること。 なお、大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、様式2「入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状）」に必要事項を記載のうえ、契約担当（3(1)に同じ）あて提出すれば当該審査を行う。ただし、令和7年4月21日（月）午後5時までに様式2「入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状）」の提出がない場合は入札に参加することができない。
5 入札参加申請		
	(1) 申請書類	様式1「一般競争入札参加申請書」 様式2「入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状）」 ※様式2は本市入札参加有資格者名簿に登録がない場合のみ
	(2) 申請書類の交付場所	大阪市デジタル統括室ホームページ及び契約担当（3(1)に同じ）
	(3) 受付期間	2(2)に同じ
	(4) 受付場所	電子メール、郵便等又は持参により契約担当（3(1)に同じ）あて提出すること。
	(5) その他（留意事項）	・電子メールによる提出は、件名を「【参加申請】令和7年度指静脈認証管理システムソフトウェアライセンス利用」として送信のうえ、電話で受信確認（休日を除く午前9時から午後5時までの間（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）とする。以下同じ。）を行うこと。 ・郵便等（大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第25条第2項に規定する郵便又は信書便（以下「郵便等」という。））による提出は、書留郵便等送付の記録が残る方法によること。 ・持参による提出は、休日を除く午前9時から午後5時までの間（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）とする。
6 入札参加資格の審査及び通知		
	(1) 入札参加資格審査結果通知及び入札書等の交付	入札参加資格を審査のうえ、契約担当（3(1)に同じ）から、令和7年5月16日（金）付けで書面により審査結果を通知する。なお、入札参加資格を認められなかった申請者には、理由を付して通知する。
	(2) 入札書等の交付	入札参加資格を認めた申請者には、入札参加資格結果通知時に入札書等を交付する。
	(3) 入札参加資格を認めない申請者に対する理由の説明	入札参加資格を認めない旨の通知を受けた申請者は、本市に対してその理由の説明を求めることができる。 説明を求める場合は、令和7年5月26日（月）午後5時までに契約担当（3(1)に同じ）あて書面を持参して提出すること。説明を求められた場合は、令和7年6月16日（月）までに書面で回答する。
7 質問事項の受付及び回答		
	(1) 質問方法	様式3「仕様書等に関する質問票」に必要事項を記載のうえ、電子メールにより、件名を「【質問】令和7年度指静脈認証管理システムソフトウェアライセンス利用」として、契約担当（3(1)に同じ）あて送信のうえ、電話で受信確認を行うこと。

	(2) 質問受付期間	公告の日から令和7年4月25日（金）午後5時00分まで
	(3) 回答方法	大阪市デジタル統括室ホームページの当該公告本文内において掲載する。なお、質問に対する回答のほか、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札までに内容を確認すること。
	(4) 質問回答掲載期間	令和7年5月12日（月）から令和7年6月9日（月）まで
8 入札の日時及び場所		
	(1) 入札日時	令和7年5月27日（火）午前10時30分
	(2) 入札場所	大阪市役所本庁舎会議室（詳細は入札参加資格審査結果通知により指定）
	(3) 郵便等による入札	郵便等による入札の場合は、令和7年5月26日（月）午後5時30分までに契約担当（3(1)に同じ）あて提出のこと。なお、この場合は封筒を二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書のうえ「親展」とし、内封筒に「令和7年度指静脈認証管理システムソフトウェアライセンス利用 入札書」と記載すること。
	(4) 再度入札	開札の結果、予定価格の制限の範囲内において有効な入札がなかった場合は、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、再度入札の方法については入札担当職員の指示に従うこと。（原則、再度入札書を交付して直ちに再度入札を行う。このため、当初入札に使用した印鑑が必要となるが、持参できないときは委任状を提出のうえ代理人印による入札を行う必要がある。）ただし、再度入札に参加できない場合は辞退したものとみなす。
	(5) 開札の日時及び場所	入札終了後、直ちに入札の場所において行う。
9 入札方法等		
	(1) 紙入札により行う。	
	(2)	入札書には、日付、所在地、商号又は名称及び代表者氏名又は受任者氏名を記入のうえ、代表者印又は受任者印（使用印鑑届出書で届け出た印）を必ず押印すること。なお、記名押印は、個人については本人が、法人については代表者が、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が行うこと。
	(3)	入札は、本人又はその代理人が行うこと。代理人が入札をする場合は、入札時に委任状を提出すること。
	(4)	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については108分の100）に相当する金額を記載すること。
10 入札に参加することができない者		
	(1)	入札参加申請期限までに参加申請をしなかった者又は入札参加資格を認めない者。
	(2)	入札参加資格を認めた者で、入札参加資格審査結果通知時から開札時までの間において、「4 入札参加資格」の要件を満たさなかった者。
11 入札保証金等		
	(1) 入札保証金 （見積もった契約希望金額の100分の3以上）	免除 ただし、正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
	(2) 契約保証金 （契約金額の100分の10以上）	要 ただし、次のいずれかに該当する場合は、免除する。 ①契約金額（単価契約にあたっては契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては予定総額）が500万円未満かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき ②落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められる書類を提出したとき、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき ③落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
	(3) 保証人	不要
	(4) 納付方法	契約保証金を納付しようとする時は、落札業者決定後速やかに事業担当（3(2)に同じ）より納付書の交付を受けること。
12 落札者の決定方法等		
	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	
13 入札の無効		
	次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。なお、無効の入札をした者は再度入札に参加することができない。	
	(1)	大阪市契約規則第28条第1項に該当する入札
	(2)	入札参加申請書又は提出資料に虚偽の記載をした入札
	(3)	本市が交付した入札書を用いないでした入札
	(4)	再度入札の場合に、前回最低入札価格以上の価格でした入札
	(5)	同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
	(6)	落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札
14 その他		
	(1)	契約書作成の要否 要
	(2)	入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
	(3)	入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
	(4)	入札に当たっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
	(5)	落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった落札者または契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。

(6)	この入札において独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。
(7)	落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
(8)	契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
(9)	この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
(10)	契約の締結は、令和7年度予算が発効したときとする。